

評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 六三四

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 六三四(以下、法人という。)の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席)

第2条 評議員が評議委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第5条 本規定を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席等		3, 0 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員業務報酬等	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	実 費

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。